

頁	変更前（令和3年度）	変更後（令和4年度）	改正理由等
1	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 水防本部の組織</p> <p>1 略</p> <p>2 指定水防管理団体の責任</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水防計画の策定・要旨の公表・知事への<b>届け出</b></p> <p>(3) から (4) まで 略</p> <p>3から4まで 略</p> <p>第3節 安全確保</p> <p>1 津波における留意事項</p> <p>津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波で襲来まで時間がかかる場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能な場合がある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団自身の避難以外の行動がとれないことが多い。</p> <p><b>従って</b>、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保した<b>うえで</b>、避難活動や水防活動を実施しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第2章から第5章まで 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 水防本部の組織</p> <p>1 略</p> <p>2 指定水防管理団体の責任</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水防計画の策定・要旨の公表・知事への<b>届出</b></p> <p>(3) から (4) まで 略</p> <p>3から4まで 略</p> <p>第3節 安全確保</p> <p>1 津波における留意事項</p> <p>津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波で襲来まで時間がかかる場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能な場合がある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団自身の避難以外の行動がとれないことが多い。</p> <p><b>したがって</b>、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保した<b>上で</b>、避難活動や水防活動を実施しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第2章から第5章まで 略</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

<p>8</p>	<p>第6章 水防に関連する予報・警報</p> <p>第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準</p> <p>1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表）</p> <p>水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が起こるおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が起こるおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「(追加) 危険度分布 (追加)」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。</p> <p>なお、特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県西部・東部」あるいは「尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部」の名称が用いられる場合がある。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) 高潮警報</p> <p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>(追加) 避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p>	<p>第6章 水防に関連する予報・警報</p> <p>第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準</p> <p>1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表）</p> <p>水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が起こるおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が起こるおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル (警報の危険度分布)」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。</p> <p>なお、特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県西部・東部」あるいは「尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部」の名称が用いられる場合がある。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) 高潮警報</p> <p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
----------	---	---	---------------------------

9	<p>(6) 洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</p> <p>(7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。</p> <p>(8) 高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(追加) 避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p> <p>(9) 気象情報 ア 「全般気象情報(気象庁発表)、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発</p>	<p>(6) 洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</p> <p>(7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。</p> <p>(8) 高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p> <p>(9) 気象情報 ア 「全般気象情報(気象庁発表)、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
---	--	---	--

	<p>表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>イ 「記録的短時間大雨情報」(気象庁発表)</p> <p>愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨(1時間降水量)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「警報の危険度分布」で確認する必要がある。(追加) 発表基準は、1時間雨量 100mm (追加) である。</p> <p>ウ 「土砂災害警戒情報」(愛知県・名古屋地方気象台共同発表)</p> <p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき</p>	<p>表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</p> <p style="text-align: center;">大雨による災害発生の危険度が高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する愛知県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。</p> <p>イ 「記録的短時間大雨情報」(気象庁発表)</p> <p>愛知県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつに数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル(警報の危険度分布)」で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量 100mm 以上の降水が観測又は解析されたときである。</p> <p>ウ 「土砂災害警戒情報」(愛知県・名古屋地方気象台共同発表)</p> <p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
--	---	---	---------------------------

10	<p>に、市町村長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(*)を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は(追加)大雨警報(土砂災害)の危険度分布(追加)で確認することができる。(追加)避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p> <p>(*)土砂災害の危険性が認められない17市町村は発表対象外(一宮市,津島市,江南市,稲沢市,岩倉市,愛西市,清須市,北名古屋市,弥富市,あま市,豊山町,大口町,扶桑町,大治町,蟹江町,飛島村,知立市)</p> <p>エからオまで 略</p> <p>(10) (追加)大雨警報・洪水警報の危険度分布 (追加)</p>	<p>に、市町村長の避難指示(削除)の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(*)を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p> <p>(*)土砂災害の危険性が認められない17市町村は発表対象外(一宮市,津島市,江南市,稲沢市,岩倉市,愛西市,清須市,北名古屋市,弥富市,あま市,豊山町,大口町,扶桑町,大治町,蟹江町,飛島村,知立市)</p> <p>(10) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等の種類と概要</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)大雨警報(土砂災害)の危険度分布(追加)</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まり(追加)を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	(追加)大雨警報(土砂災害)の危険度分布(追加)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まり(追加)を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予想を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)(削除):危険な場所</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予想を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)(削除):危険な場所
種類	概要									
(追加)大雨警報(土砂災害)の危険度分布(追加)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まり(追加)を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃									
種類	概要									
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予想を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)(削除):危険な場所									

		<p>い紫)：(追加) 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：非難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、(追加) 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>			
	(追加) 大雨警報(浸水害)の危険度分布(追加)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まり(追加)を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予想を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	表記の整理
	(追加) 洪水警報の危険度分布(追加)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まり(追加)を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予想を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	表記の整理



た格子のみをカウント対象とする)

指数を用いた場合（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数※2の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※4がさらに降り続く予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

※1 当該地域の中で、大雨警報（浸水害）の危険度分布又は、洪水警報の危険度分布において最大危険度が出現している市町村等には大雨特別警報（浸水害）を発表。

※2 土壌雨量指数：降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを数値化したもの。

※3 3時間降水量150mm：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。

※4（追加）1時間に概ね30ミリ以上の雨。

・高潮特別警報の指標 略

[警報・注意報発表基準表] 略

(別表1) 大雨警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
知多地域	半田市	略	171
	常滑市	略	129
	東海市	22	138
	大府市	略	138

た格子のみをカウント対象とする)

指数を用いた場合（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数※1の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※3がさらに降り続く予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

(削除)

※1 土壌雨量指数：降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを数値化したもの。

※2 3時間降水量150mm：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。

※3 激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨。

・高潮特別警報の指標 略

[警報・注意報発表基準表] 略

(別表1) 大雨警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
知多地域	半田市	略	157
	常滑市	略	143
	東海市	17	159
	大府市	略	183

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

警報等の発表基準の変更

13	<table border="1"> <tr><td>知多市</td><td>略</td><td>130</td></tr> <tr><td>阿久比町</td><td>略</td><td>171</td></tr> <tr><td>東浦町</td><td>略</td><td>177</td></tr> <tr><td>南知多町</td><td>略</td><td>138</td></tr> <tr><td>美浜町</td><td>略</td><td>147</td></tr> <tr><td>武豊町</td><td>略</td><td>160</td></tr> </table>				知多市	略	130	阿久比町	略	171	東浦町	略	177	南知多町	略	138	美浜町	略	147	武豊町	略	160	<table border="1"> <tr><td>知多市</td><td>略</td><td>143</td></tr> <tr><td>阿久比町</td><td>略</td><td>149</td></tr> <tr><td>東浦町</td><td>略</td><td>182</td></tr> <tr><td>南知多町</td><td>略</td><td>162</td></tr> <tr><td>美浜町</td><td>略</td><td>160</td></tr> <tr><td>武豊町</td><td>略</td><td>152</td></tr> </table>				知多市	略	143	阿久比町	略	149	東浦町	略	182	南知多町	略	162	美浜町	略	160	武豊町	略	152	警報等の発表基準の変更
	知多市	略	130																																										
	阿久比町	略	171																																										
	東浦町	略	177																																										
	南知多町	略	138																																										
	美浜町	略	147																																										
	武豊町	略	160																																										
	知多市	略	143																																										
	阿久比町	略	149																																										
	東浦町	略	182																																										
	南知多町	略	162																																										
	美浜町	略	160																																										
	武豊町	略	152																																										
(別表2) 洪水警報基準 略				(別表2) 洪水警報基準 略																																									
(別表3) 大雨注意報基準				(別表3) 大雨注意報基準																																									
市町村等をまとめた地域		市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	市町村等をまとめた地域		市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																				
知多地域		半田市	略	121	知多地域		半田市	略	106																																				
		常滑市	略	91			常滑市	略	97																																				
		東海市	略	97			東海市	略	108																																				
		大府市	略	97			大府市	略	124																																				
		知多市	略	92			知多市	略	97																																				
		阿久比町	略	121			阿久比町	略	101																																				
		東浦町	略	125			東浦町	略	123																																				
		南知多町	略	97			南知多町	略	110																																				
		美浜町	略	104			美浜町	略	108																																				
		武豊町	略	113			武豊町	略	103																																				

13

(別表4) 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※	指定河川洪水予報による基準
知多地域	半田市	略	略	—
	常滑市	略	稲早川流域 = (11, 4.5), 矢田川流域 = (7, 8.2), 前山川流域 =(7, 8)	—
	東海市	略	略	略
	大府市	略	略	略
	知多市	略	略	—
	阿久比町	略	略	—
	東浦町	略	略	略
	南知多町	略	略	—
	美浜町	略	略	—
	武豊町	略	略	—

※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準を表す。

(別表4) 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※	指定河川洪水予報による基準
知多地域	半田市	略	略	—
	常滑市	略	稲早川流域 = (6, 5.6), 矢田川流域 = (7, 8.2), 前山川流域 =(7, 8)	—
	東海市	略	略	略
	大府市	略	略	略
	知多市	略	略	—
	阿久比町	略	略	—
	東浦町	略	略	略
	南知多町	略	略	—
	美浜町	略	略	—
	武豊町	略	略	—

※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準を表す。

警報等の発表基準の変更

14

(別表5) 高潮警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位 (標高 m)	備考
知多地域	半田市	2.0 (追加)	
	常滑市	2.5 (追加)	
	東海市	2.9 (追加)	
	(追加)	(追加)	
	知多市	2.9 (追加)	
	(追加)	(追加)	
	東浦町	3.2 (追加)	
	南知多町	1.8 (追加)	
	美浜町	2.0 (追加)	略
		2.0 (追加)	略
武豊町	2.3 (追加)		

(追加)

(別表6) 高潮注意報基準 略

別表1～4 大雨及び洪水警報・注意報基準の見方 略

<参考>

表面雨量指数：略

土壌雨量指数：略

流域雨量指数：略

2 略

(別表5) 高潮警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位 (標高 m)	備考
知多地域	半田市	2.0※	
	常滑市	2.5※	
	東海市	2.9※	
	大府市	※	
	知多市	2.9※	
	阿久比町	※	
	東浦町	3.2※	
	南知多町	1.8※	
	美浜町	2.0※	略
		2.0※	略
武豊町	2.3※		

※愛知県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

(別表6) 高潮注意報基準 略

別表1～4 大雨及び洪水警報・注意報基準の見方 略

<参考>

表面雨量指数：略

土壌雨量指数：略

流域雨量指数：略

2 略

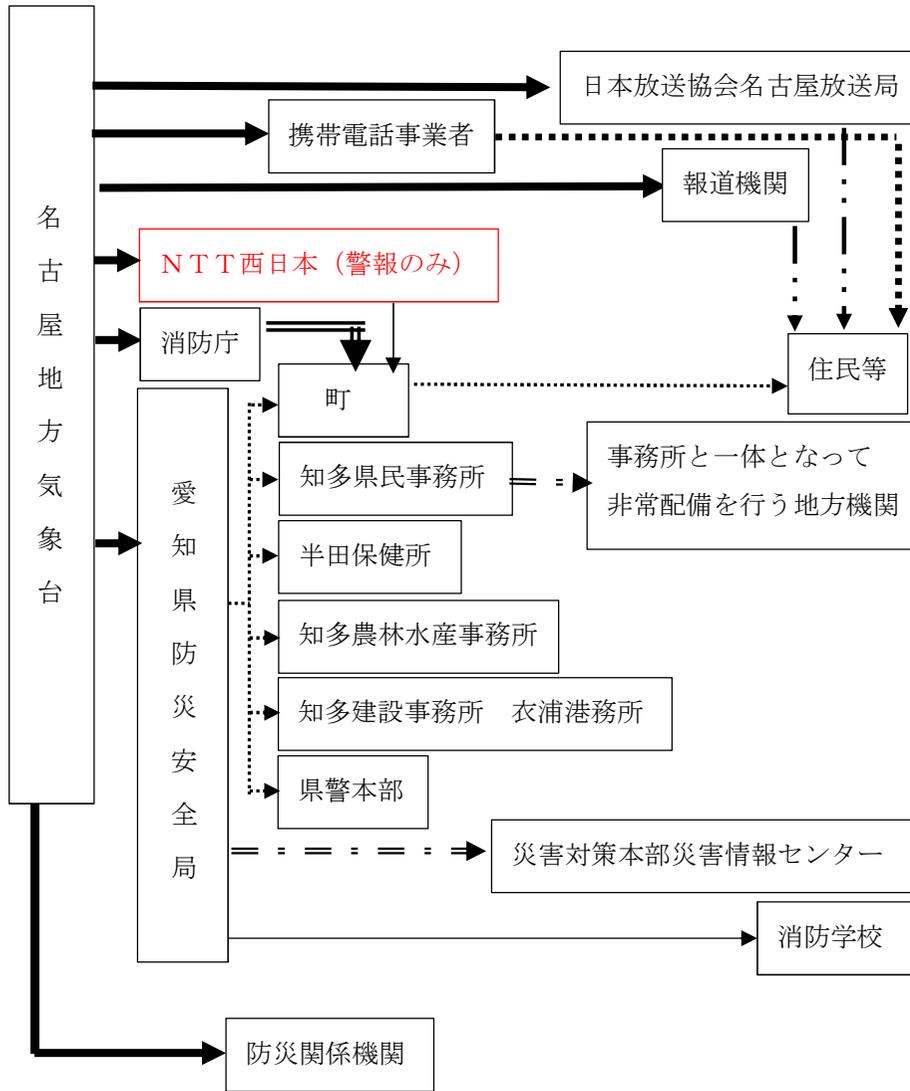
警報等の発表基準の変更

警報等の発表基準の変更

20

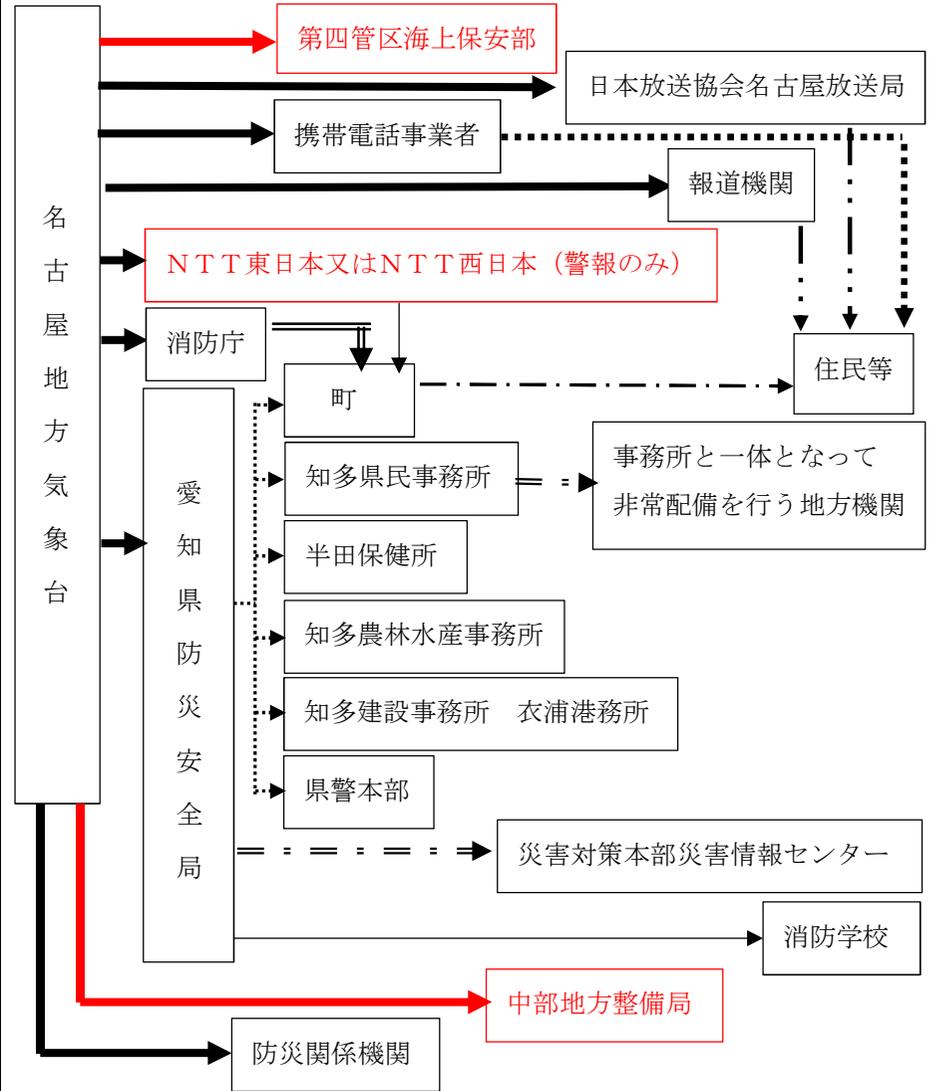
第2節 水防に関連する予報・警報の伝達

1 気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図



第2節 水防に関連する予報・警報の伝達

1 気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図



警報等  
伝達系  
統の変  
更

凡 例

- .....▶ 高度情報通信ネットワーク
- ▶ 加入電話
- == :: == :: ▶ 庁内放送等
- ====▶ Jアラート
- ▶ 専用回線
- . . - ▶ 報道
- .....▶ 緊急速報メール

※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

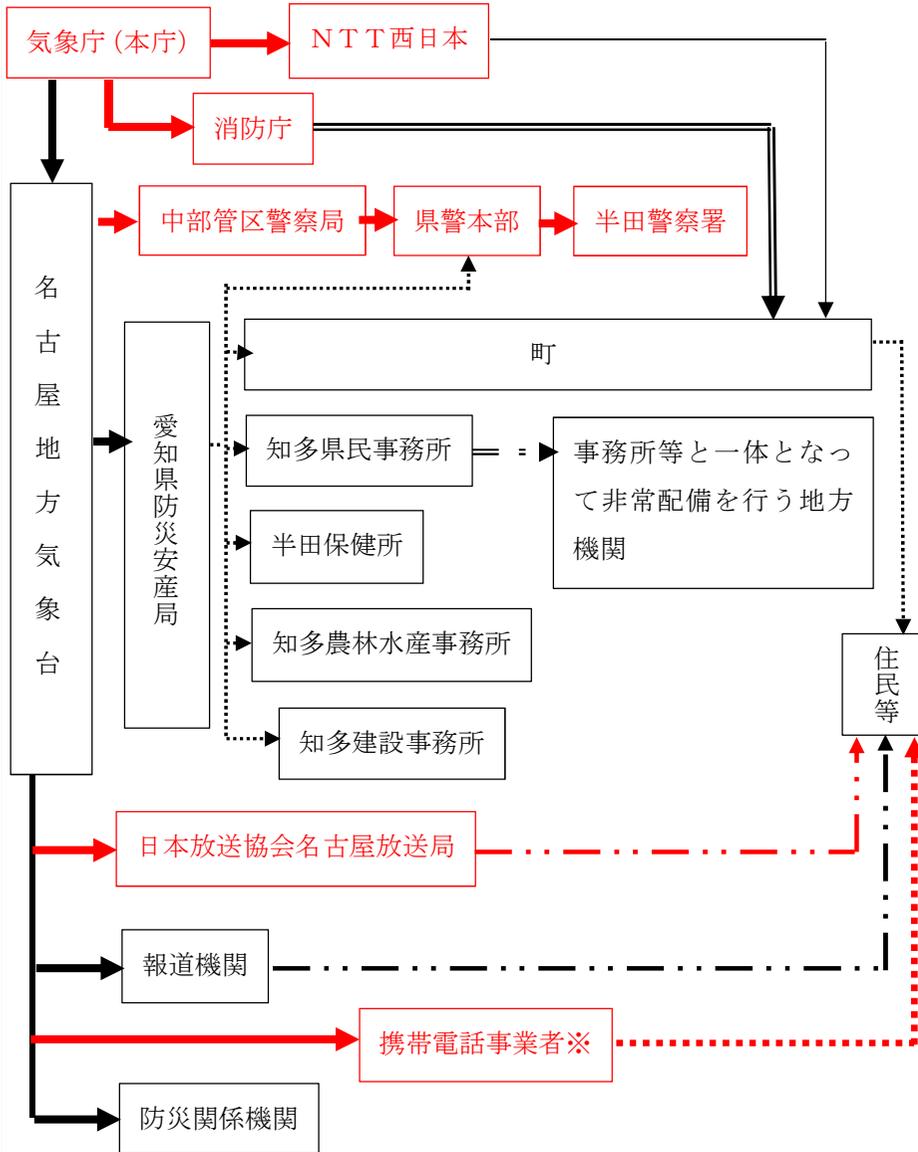
凡 例

- .....▶ 高度情報通信ネットワーク
- ▶ 加入電話
- == :: == :: ▶ 庁内放送等
- ====▶ Jアラート
- ▶ 専用回線
- . . - ▶ 報道
- .....▶ 緊急速報メール

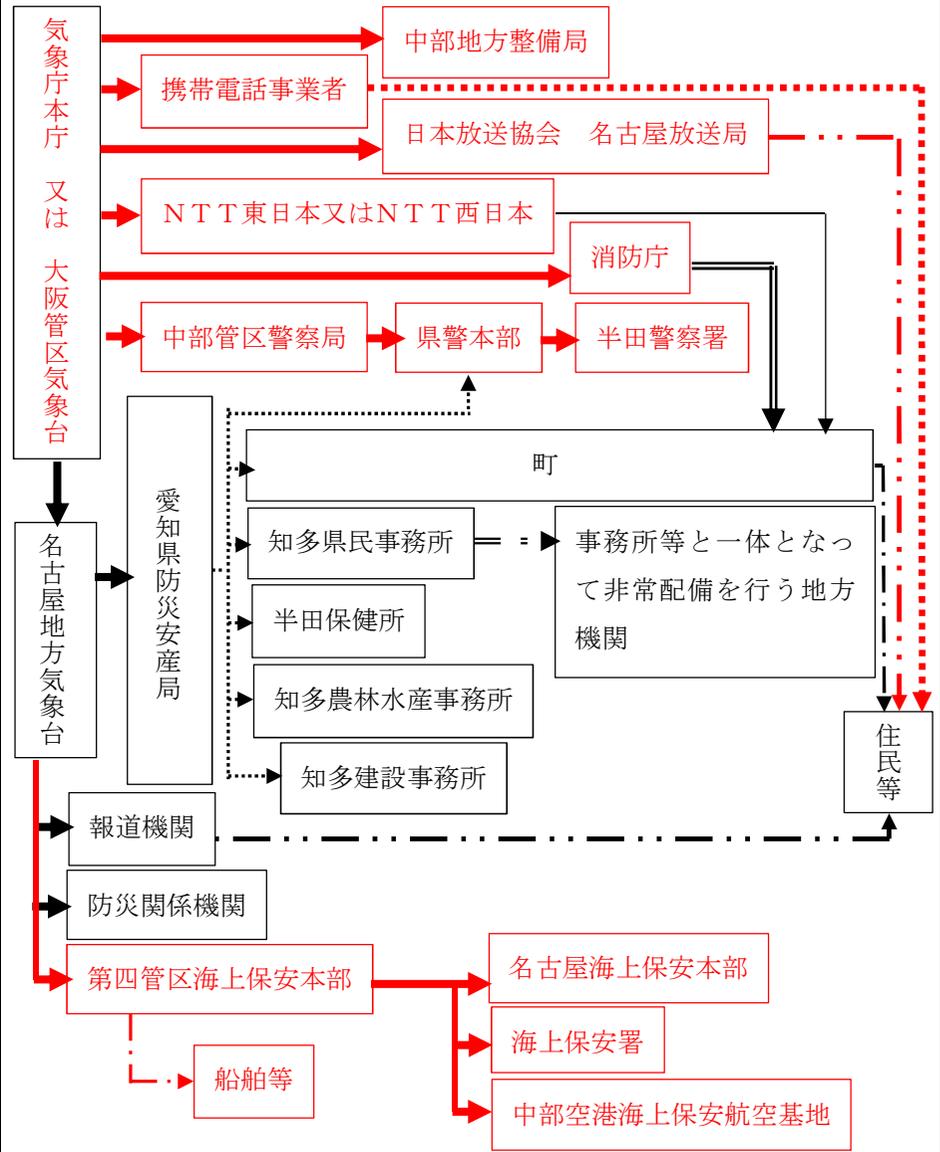
※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

21

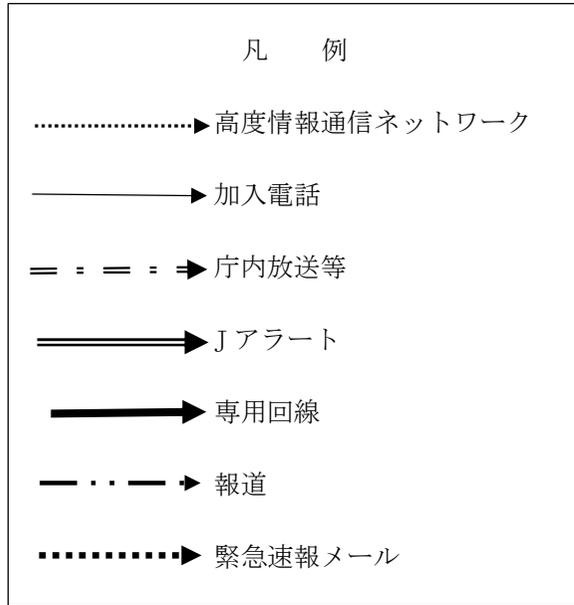
2 津波警報等の伝達系統図



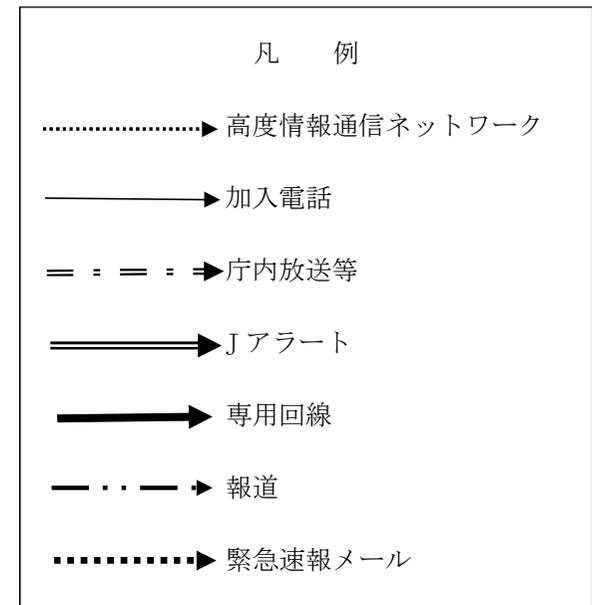
2 津波警報等の伝達系統図



警報等  
伝達系  
統の変  
更



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

<p>22</p>	<p>3 措置</p> <p>(1) 防災交通課長は、水防活動に関する予警報等を受領したときは、速やかに当該予警報を、水防管理者、副町長、総務部長に報告するとともに関係課長に対しても所要の伝達を行う。</p> <p>(2) 防災交通課長は、警報及び注意報のうち特に必要と認めるものについては、本庁の玄関に当該警報又は注意報の表示を行うとともに、庁内に所要の連絡を行う。又、必要に応じ、住民へ周知徹底するとともに速やかに所要の措置をとるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>3 措置</p> <p>(1) 防災危機管理課長は、水防活動に関する予警報等を受領したときは、速やかに当該予警報を、水防管理者、副町長、総務部長に報告するとともに関係課長に対しても所要の伝達を行う。</p> <p>(2) 防災危機管理課長は、警報及び注意報のうち特に必要と認めるものについては、本庁の玄関に当該警報又は注意報の表示を行うとともに、庁内に所要の連絡を行う。又、必要に応じ、住民へ周知徹底するとともに速やかに所要の措置をとるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>機構改革による変更</p> <p>機構改革による変更</p>
<p>23</p>	<p>第7章 水防警報</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 洪水予報</p> <p>あらかじめ指定した河川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う予報である。(法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項)</p> <p>1 略</p>	<p>第7章 水防警報</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 洪水予報</p> <p>あらかじめ指定した河川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う予報である。(法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項)</p> <p>1 略</p>	

25

2 洪水予報の種類と基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報 (発表)」又 は「洪水警 報」	「氾濫発生 情報」 【警戒レベ ル5相当情 報(洪水)】	略
	「氾濫危険 情報」 【警戒レベ ル4相当情 報(洪水)】	(追加) ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続し ているとき
	「氾濫警戒 情報」 【警戒レベ ル3相当情 報(洪水)】	・氾濫危険水位に到達すると見込まれ るとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水 位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位 の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険 水位を下回ったとき(避難判断水位 を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える状態が継続し ているとき(水位の上昇の可能性が なくなった場合を除く)

2 洪水予報の種類と基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報 (発表)」又 は「洪水警 報」	「氾濫発生 情報」 【警戒レベ ル5相当情 報(洪水)】	略
	「氾濫危険 情報」 【警戒レベ ル4相当情 報(洪水)】	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫 危険水位を超え、さらに水位の上昇 が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続し ているとき
	「氾濫警戒 情報」 【警戒レベ ル3相当情 報(洪水)】	・氾濫危険水位に到達すると見込まれ るとき (削除) ・避難判断水位に到達し、さらに水位 の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険 水位を下回ったとき(避難判断水位 を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える状態が継続し ているとき(水位の上昇の可能性が なくなった場合を除く)

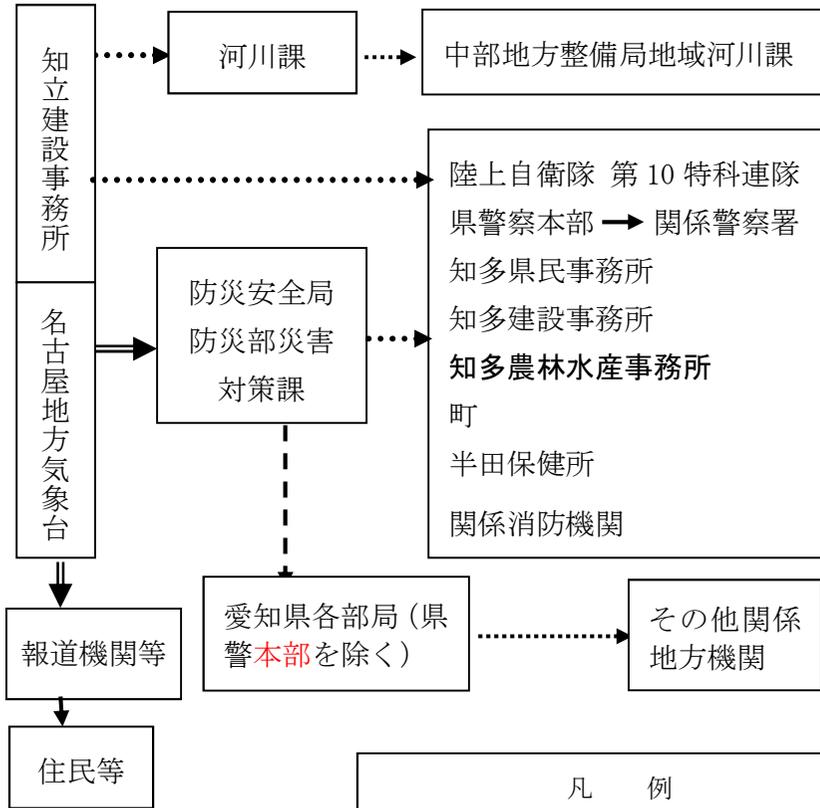
洪水予報等の運用の見直しに伴う変更

洪水予報等の運用の見直しに伴う変更

「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情報(洪水)】	略	「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情報(洪水)】	略	洪水予報等の運用の見直しに伴う変更
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	略	「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	略	
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・(追加) 氾濫危険情報、氾濫警戒情報 又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ <b>氾濫発生情報</b> 、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	
注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合(日光川及び境川・逢妻川)は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表(切替を含む。)を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。			注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合(日光川及び境川・逢妻川)は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表(切替を含む。)を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。			
注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。			注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。			
3 略			3 略			

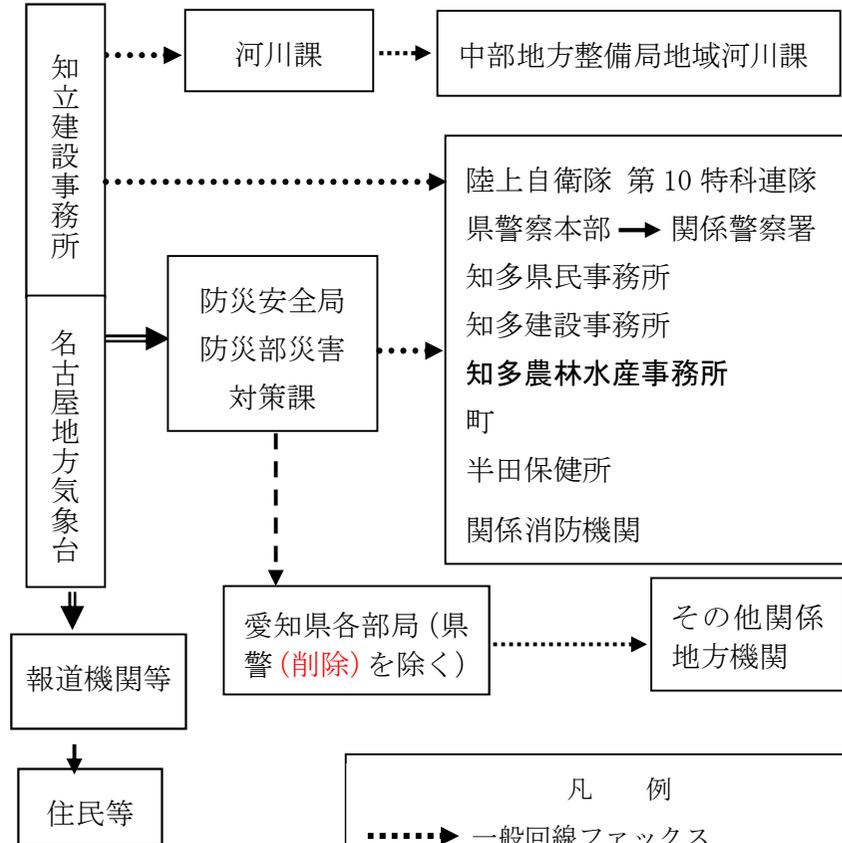
27

4 伝達系統  
(1) 境川及び逢妻川



- 凡 例
- .....▶ 一般回線ファックス
  - .....▶ 高度情報通信ネットワーク
  - - -▶ 庁内連絡
  - ▶ 専用電話
  - ==▶ 気象台通信網

4 伝達系統  
(1) 境川及び逢妻川



- 凡 例
- .....▶ 一般回線ファックス
  - .....▶ 高度情報通信ネットワーク
  - - -▶ 庁内連絡
  - ▶ 専用電話
  - ==▶ 気象台通信網

表記の整理

<p>29</p>	<p>(2) 略</p> <p>第8章 水防活動</p> <p>第1節 水位・潮位情報の収集と雨量の</p> <p>愛知県水防テレメータシステムにより積極的に管内及び近隣の降雨状況、水位・潮位情報の収集に努めるほか、雨量観測所で雨量を観測する。</p> <p>また、防災安全局、知多建設事務所その他関係機関との緊密な連絡をとり、状況の把握に努めるものとする。</p> <p>1 雨量の観測</p> <p>(1) 水防時における本町の雨量観測所は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="210 673 1084 821"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> <th>観測員</th> <th>通報先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨量観測所</td> <td>東浦町役場</td> <td>防災交通課職員</td> <td>水防本部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>第2節から第10節まで 略</p>	名称	設置場所	観測員	通報先	雨量観測所	東浦町役場	防災交通課職員	水防本部	<p>(2) 略</p> <p>第8章 水防活動</p> <p>第1節 水位・潮位情報の収集と雨量の</p> <p>愛知県水防テレメータシステムにより積極的に管内及び近隣の降雨状況、水位・潮位情報の収集に努めるほか、雨量観測所で雨量を観測する。</p> <p>また、防災安全局、知多建設事務所その他関係機関との緊密な連絡をとり、状況の把握に努めるものとする。</p> <p>1 雨量の観測</p> <p>(1) 水防時における本町の雨量観測所は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 673 2024 821"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> <th>観測員</th> <th>通報先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨量観測所</td> <td>東浦町役場</td> <td>防災危機管理課職員</td> <td>水防本部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>第2節から第10節まで 略</p>	名称	設置場所	観測員	通報先	雨量観測所	東浦町役場	防災危機管理課職員	水防本部	<p>機構改革による変更</p>
名称	設置場所	観測員	通報先																
雨量観測所	東浦町役場	防災交通課職員	水防本部																
名称	設置場所	観測員	通報先																
雨量観測所	東浦町役場	防災危機管理課職員	水防本部																
<p>34</p>	<p>第9章 略</p> <p>第10章 水防訓練等</p> <p>第1節 水防訓練</p> <p>1 町の水防訓練</p> <p>町の水防に関する訓練は、水防工法、避難立ち退き、通信連絡及び応急救護等を関係機関の協力を得て実施する総合訓練と水防工法、通信連絡を中心とした地区訓練の2種とする。</p> <p>2から3まで 略</p> <p>第2節から第3節まで 略</p>	<p>第9章 略</p> <p>第10章 水防訓練等</p> <p>第1節 水防訓練</p> <p>1 町の水防訓練</p> <p>町の水防に関する訓練は、水防工法、避難立(削除)退き、通信連絡及び応急救護等を関係機関の協力を得て実施する総合訓練と水防工法、通信連絡を中心とした地区訓練の2種とする。</p> <p>2から3まで 略</p> <p>第2節から第3節まで 略</p>	<p>表記の整理</p>																

